

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること
------------------	-----------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標 2	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること
施策目標 2-1	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること
個別目標 1	水道の運営基盤を強化すること
	(評価対象事務事業) ・水道広域化施設整備事業 ・簡易水道再編推進事業 ・最適広域化計画策定等推進事業
個別目標 2	安心・快適な給水を確保すること
	(評価対象事務事業) ・水道未普及地域解消事業 ・高度浄水施設等整備事業 ・水道水質管理対策事業 ・直結給水推進事業
個別目標 3	安定給水対策・災害対策等の充実を図ること
	(評価対象事務事業) ・水道水源開発施設整備事業 ・ライフライン機能強化等事業

施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 現在及び将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図る。また、国民の安心が得られる安全性の確保、さらには地域差のある快適性の向上に向けた施策を展開する。さらに、地震、濁水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、水道施設の耐震化や濁水対策を推進する。	
2 根拠法令等 ○水道法(昭和32年法律第177号)	
主管部局・課室	健康局水道課
関係部局・課室	—

2. 施策目標に係る指標等

<p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)</p> <p>※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p> <p>なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定(0~200%)。</p>

	H16	H17	H18	H19	H20
1 地域水道ビジョン策定状況(%) (前年度以上/毎年度)	—	30	44 【146.6%】	51 【115.9%】	71 【139.2%】
2 新広域化率(%) (前年度以上/毎年度)	(68.6) 【100.3%】	(68.8) 【100.3%】	(69.1) 【100.4%】	指標の見直し	指標の見直し
3 水道普及率(%) (前年度以上/毎年度)	97.1 【100.2%】	97.2 【100.1%】	97.3 【100.1%】	97.4 【100.1%】	集計中
4 水質基準適合率(%) (100%/毎年度)	99.90 【99.90%】	99.94 【99.94%】	99.96 【99.96%】	99.97 【99.97%】	集計中
5 直結給水実施総戸数(千戸) (前年度以上/毎年度)	1,303 【115.2%】	1,460 【112.0%】	1,716 【117.5%】	2,014 【117.4%】	集計中
6 基幹施設の耐震化率(%) (100%/平成25年度)	(浄水施設) (18.6)	(浄水施設) 12.4 【12.4%】	(浄水施設) 13.0 【13.0%】	(浄水施設) 15.9 【15.9%】	(浄水施設) 集計中
	(配水池) (27.6)	(配水池) 20.1 【20.1%】	(配水池) 23.0 【23.0%】	(配水池) 24.7 【24.7%】	(配水池) 集計中
基幹管路の耐震化率(%) (100%/平成25年度)	(13.8)	10.8 【10.8%】	11.9 【11.9%】	14.6 【14.6%】	集計中
7 湯水による水道の断減水影響人口 (千人)(前年度以下/毎年度)	130 【172.6%】	3,015 【0.0%】	9 【199.7%】	1,256 【0.0%】	集計中
(調査名・資料出所・備考) ・指標1は、健康局水道課調べ。全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。 ・指標2は、水道の広域化・統合を推進する観点より、指標の定義の見直しを検討中。 ・指標3～6は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。平成20年度の数値は現在調査中であり、平成22年7月頃に公表予定。 ・指標5は、3階建て以上の建築物における直結給水実施総戸数。浄水場から蛇口まで直接給水する直結給水は給水過程での汚染がなく、水質面において望ましい方式である。マンション等においては受水槽をもうけて給水するのが一般的であるが、この受水槽等における衛生問題を解消するため、建築物等に設けられた受水槽式給水設備から直結給水への切り替えが進んでいる。 ・指標6に関して、基幹施設の耐震性については、水道施設の技術的基準を定める省令で定めるレベル2地震動に係る耐震性能基準を満たすものとし、基幹管路の耐震性については、耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管(高密度)等を耐震適合性がある管としている(なお、平成17年度の値が平成16年度以前に比べて低下しているのは、耐震化の定義が厳格化されたことによるもの)。 ・指標7は、「日本の水資源」(国土交通省土地・水資源局水資源部)による。平成20年度の数値は国土交通省により現在集計中。					

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
水道の運営基盤を強化すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	地域水道ビジョン策定状況(%) (前年度以上/毎年度)	—	30	44 【146.6%】	51 【115.9%】	71 【139.2%】
2	新広域化率(%) (前年度以上/毎年度)	(68.6) 【100.3%】	(68.8) 【100.3%】	(69.1) 【100.4%】	指標の見直し	指標の見直し
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、健康局水道課調べ。全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。 ・指標2は、水道の広域化・統合を推進する観点より、指標の定義の見直しを検討中。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	水道広域化施設整備事業					
平成20年度 予算額等	16,720百万円(補助割合: ・特定広域化施設整備費及び広域化促進地域上水道施設整備費の場合 [国 1/3][事業者 2/3] ・一般広域化施設整備費の場合 [国 1/4][事業者 3/4]) ア「特定広域化施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道の整備計画に基づく水道施設をいう。 イ「一般広域化施設」とは、2以上の市町村の区域を給水区域とする水道事業又は2以上の水道事業を給水対象とする水道用水供給事業の用に供する水道施設(ア及びウに掲げるものを除く。)をいう。 ウ「広域化促進地域上水道施設」とは、都道府県知事が定め、かつ、厚生労働大臣が適当と認めた広域的な水道整備計画区域内の水道施設をいう。 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
平成20年度 決算額	10,863百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)						
水道水の需要の増加及び地震、濁水等災害に対応するため、広域的な水運用及び水道施設の効率的利用を図るため、広域化施設の整備を推進する。						
政府決定・重要施策との関連性						
なし						
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移(補正後) (百万円)	29,652	26,710	24,026	20,012	16,720	
予算上事業数等 (*)	—	—	—	—	—	
事業実績数等 交付決定件数	101	105	99	98	90	
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)						

<p>水道の運営基盤の強化等の課題に対処するためには、水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、これを計画的に実行していくことが必須。このため、水道事業者等に対し「地域水道ビジョン」の策定を推奨し、平成20年度末頃までを目途に策定することが望ましい、としているところ。(平成17年10月17日付健康局水道課長通知)</p> <p>その結果、地域水道ビジョンを策定済みの水道事業者等は毎年着実に増加しており、これまでの継続的な施策の効果を評価できる。一方、未だ地域水道ビジョンを策定していない水道事業者等に対しては、引き続き、策定を呼びかけていく必要がある。</p> <p>水道広域化施設整備費に係る国庫補助事業については、費用対効果について確認した上で補助採択しているところ。平成20年度に水道広域化施設整備費として国庫補助採択を行った90件の事業の費用便益比は、いずれも1以上であり、水道事業の統合に向けた効率的な水道施設の整備が行われているといえる。</p> <p>* 「予算上事業数等」は個別事業ごとの予算計上となっていないため記載していない</p>					
事務事業名	簡易水道再編推進事業				
平成20年度 予算額等	<p>14,602百万円(補助割合:財政力指数及び単位管延長に応じて[国1/3][事業者2/3]、[国1/4][事業者3/4]、[国4/10][事業者6/10])</p> <p>※財政力指数とは、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。</p> <p>※単位管延長とは、導水、送水、配水管路の総延長を計画給水人口で除して得た数値をいう。但し、海水対策として行う海水淡水化施設整備事業における計画給水人口は、海水淡水化施設の整備により給水が可能となる人口とする。</p> <p>一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()</p>				
平成20年度 決算額	9,169百万円				
実施主体	<p>本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()</p>				
<p>事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)</p> <p>維持管理面、経営面等で脆弱性を有している簡易水道等の統合を推進する。</p>					
<p>政府決定・重要施策との関連性</p> <p>なし</p>					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	12,894	12,666	13,293	14,316	14,602
予算上事業数等 (*)	—	—	—	—	—
事業実績数等 交付決定件数	260	249	246	303	301
<p>実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)</p> <p>簡易水道再編推進事業に係る国庫補助事業については、費用対効果について確認した上で補助採択しているところ。平成20年度に簡易水道再編推進事業として新規国庫補助採択を行った40件の事業の費用便益比は、いずれも1以上であり、簡易水道事業の統合に向けた効率的な再編事業が行われているといえる。</p> <p>* 「予算上事業数等」は個別事業ごとの予算計上となっていないため記載していない</p>					

事務事業名	最適広域化計画策定等推進事業				
平成20年度 予算額等	0百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	0百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
各水道事業者が将来を見通して、各地域の実情に応じた最適な事業の運営形態を検討、計画する際に「新たな概念の広域化」を適切に取り入れることができるよう、その手引書となる「水道広域化検討の手引き」を作成し、広域化の推進を支援する。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	0	21	15	14	0
予算上事業数等 (*)	-	-	-	-	-
事業実績数等(*)	-	-	-	-	-
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
最適広域化計画策定等推進事業における検討の成果として、平成20年に「水道広域化検討の手引き」をとりまとめ。水道広域化の検討を支援するため、平成20年8月に本手引きを都道府県及び水道事業者等に配布した。また、補助制度、水道ビジョンのフォローアップ、地域水道ビジョンの策定促進等と相まって、水道事業の広域化を推進している。					
* 本事業は各水道事業者が将来を見通して、各地域の実情に応じた最適な事業の運営形態を検討、計画する際に「新たな概念の広域化」を適切に取り入れることができるよう、その手引書となる「水道広域化検討の手引き」を作成し、広域化の推進を支援するものであるため、「予算上事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。					

個別目標2						
安心・快適な給水を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	水道普及率(%) (前年度以上/毎年度)	97.1 【100.2%】	97.2 【100.1%】	97.3 【100.1%】	97.4 【100.1%】	集計中
2	水質基準適合率(%) (100%/毎年度)	99.90 【99.90%】	99.94 【99.94%】	99.96 【99.96%】	99.97 【99.97%】	集計中
3	直結給水実施総戸数(千戸) (前年度以上/毎年度)	1,303 【115.2%】	1,460 【112.0%】	1,716 【117.5%】	2,014 【117.4%】	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1～3は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。指標3は3階建て以上の建築物における直結給水実施総戸数。平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年7月頃に公表予定。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	水道未普及地域解消事業					

平成20年度 予算額等	7,615百万円（補助割合：財政力指数及び単位管延長に応じて [国 1/3][事業者 2/3]、[国 1/4][事業者 3/4]、[国 4/10][事業者 6/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	5,088百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
水道未普及地域を解消し、安全な水道水をどこでも誰でも利用できるよう簡易水道等の整備を促進する。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	12,562	12,323	11,824	9,460	7,615
予算上事業数等 （*）	—	—	—	—	—
事業実績数等 交付決定件数	227	200	209	204	171
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成16年度97.1%であったのが、平成19年度は97.4%と向上しており、国庫補助事業による簡易水道の整備等により、未普及地域における水道の整備が有効に行われているものと評価できる。</p> <p>水道未普及地域解消事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成20年度に水道未普及地域解消事業費として新規国庫補助採択を行った36件の費用便益比は、事業の実施により未普及地域の人々が各自水源を確保するのに必要な支出を回避できる費用を事業費で除したものを算出したが、いずれも1以上であるため、未普及地域における水道施設の整備が効率的に行われているといえる。</p> <p>* 「予算上事業数等」は個別事業ごとの予算計上となっていないため記載していない</p>					
事務事業名	高度浄水施設等整備事業				
平成20年度 予算額等	7,949百万円（補助割合：資本単価に応じて[国 1/3][事業者 2/3]、[国 1/4][事業者 3/4]） ※資本単価とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額である。 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	8,214百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
異臭味被害、化学物質等による水源汚染、耐塩索性病原生物による健康被害等を防止し、より安全で安心して飲用できる水道水を供給するため、高度浄水施設の整備を推進する。また、浄水場の濾過池洗浄水、沈殿池配水の処理に必要な施設の整備を推進する。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	10,563	9,749	8,850	8,367	7,949
予算上事業数等 (*)	—	—	—	—	—
事業実績数等 交付決定件数	58	68	54	55	79
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>高度浄水処理技術について、国庫補助により浄水施設等への導入促進を図ることにより、水道水質の改善が図られている。なお、クリプトスポリジウム等感染症の原虫に対する対策として行う紫外線処理設備の整備についても、平成19年度より国庫補助の対象としたところであり、施設整備の推進が期待される。</p> <p>高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については平成11年度新規採択分より費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われている。平成20年度に高度浄水処理施設等整備費として新規国庫補助採択を行った26件の費用便益比は高度浄水処理施設の導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避できる費用を事業費で除したものをを用いて算出し、いずれも1以上であるため原水の水質悪化等に対応した効率的な水道施設の整備が行われているといえる。</p> <p>* 「予算上事業数等」は個別事業ごとの予算計上となっていないため記載していない</p>					
事務事業名	水道水質管理対策事業				
平成20年度 予算額等	39百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	39百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
最新の科学的知見に照らした水質基準の改正の検討や水安全計画策定ガイドライン策定のための検討等を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	50	72	59	55	39
予算上事業数等 (*)	—	—	—	—	—
事業実績数等(*)	—	—	—	—	—
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>水道水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきとされており、最近では、平成20年12月に「水質基準に関する省令」を一部改正し、平成21年4月1日からTOC(全有機炭素)等に係る水質基準を改正することとし、これについて、水道事業者等へ周知した。</p> <p>この取組により、ここ数年、水質基準適合率はほぼ100%であるが、水道水の安全を確保するために、今後も継続的かつ着実な業務の推進が必要である。</p> <p>* 本事業は、水質基準設定の検討や水道水質管理に関する取組みを行うものであり、個別事業の効果が相まって安全な水道水質を確保するものであるため、「予算上事業数等」及び「事業実績数等」については記載していない。</p>					
事務事業名	直結給水推進事業				

平成20年度 予算額等	12,394百万円の内数（補助割合：[国 1/3][事業者 2/3]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	1.2百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
直結給水を効果的、効率的かつ計画的に実施するための水道管路の更新等の事業に要する費用の一部を補助するもの。					
政府決定・重要施策との関連性 なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	3,927の内数	3,922の内数	4,379の内数	4,467の内数	12,394の内数
予算上事業数等 （*）	—	—	—	—	—
事業実績数等 交付決定件数	0	2	2	3	2
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
直結給水実施総戸数は、平成16年度の1,303千戸に対して平成19年度は2,014千戸と増加している。これは、受水槽等における衛生問題を解消するため、建築物等に設けられた受水槽式給水設備から直結給水への切り替えが進んでいることによるものであり、安全な水の給水確保が着実に進んでいることが評価できる。直結給水実施総戸数は継続して増加傾向にあり、今後のさらなる推進を図る。 * 「予算上事業数等」は個別事業ごとの予算計上となっていないため記載していない。 なお、本予算は、水道管路近代化推進費事業の内訳（全体額には老朽管更新事業等も含まれる）である。					

個別目標3 安定給水対策・災害対策等の充実を図ること					
個別目標に係る指標 アウトカム指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 基幹施設の耐震化率（%） （100%/平成25年度）※	（浄水施設） （18.6）	（浄水施設） 12.4 【12.4%】	（浄水施設） 13.0 【13.0%】	（浄水施設） 15.9 【15.9%】	集計中
	（配水池） （27.6）	（配水池） 20.1 【20.1%】	（配水池） 23.0 【23.0%】	（配水池） 24.7 【24.7%】	集計中
基幹管路の耐震化率（%） （100%/平成25年度）※	（13.8）	10.8 【10.8%】	11.9 【11.9%】	14.6 【14.6%】	集計中
2 濁水による水道の断減水影響人口 （千人）（前年度以下/毎年度）	130 【172.6%】	3,015 【0.0%】	9 【199.7%】	1,256 【0.0%】	集計中
（調査名・資料出所、備考） ・指標1～2は、「水道統計」（社団法人日本水道協会）の数値をもとに集計。平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年7月頃に公表予定。 ※基幹施設の耐震性については、水道施設の技術的基準を定める省令で定めるレベル2地震動に係る耐震性能基準を満たすものとし、基幹管路の耐震性については、耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管（高密度）等を耐震適合性がある管としている（なお、平成17年度の値が平成16年度以前					

に比べて低下しているのは、耐震化の定義が厳格化されたことによるもの。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	水道水源開発施設整備事業				
平成20年度 予算額等	12,288百万円(補助割合：資本単価に応じて[国 1/2][事業者 1/2]、 [国 1/3][事業者 2/3]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	17,646百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等） 渇水時においても国民の生活を守ることができるよう、安定的な水道水源の確保のため の事業を推進する。					
政府決定・重要施策との関連性 なし					
事業(予算)実績等 予算推移（補正後） （百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
予算上事業数等 （*）	19,108	17,188	15,787	14,209	12,288
事業実績数等 交付決定件数	99	94	75	60	55
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
水道水源開発施設整備事業により、最近5年間（H16年度～H20年度）では、福岡 地区水道企業団海水淡水化施設（H17）、香川用水調整池（H20）等が供用を開始した。 これら施設を始め、これまでに整備した水道水源開発施設の適切な運転管理により、 渇水時の安定給水の確保を図っている。 * 「予算上事業数等」は個別事業ごとの予算計上となっていないため記載していない					
事務事業名	ライフライン機能強化等事業				
平成20年度 予算額等	17,285百万円(補助割合：資本単価に応じて[国 1/2][事業者 1/2]、 [国 1/3][事業者 2/3]、[国 1/4][事業者 3/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	21,360百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等） 地震等の災害においても国民生活に必要な水道水を供給できるよう、石綿セメント管 等の更新事業を推進する。また、緊急時に水道事業者間等で水の相互融通を行うための 緊急時用連絡管や緊急時に貯水施設として利用できる大容量送水管の整備を図る。					
政府決定・重要施策との関連性 なし					
事業(予算)実績等 予算推移（補正後） （百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
予算上事業数等	6,315	6,315	6,840	7,396	17,285
事業実績数等	-	-	-	-	-

(*)					
事業実績数等 交付決定件数	376	356	340	436	666
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>地震に強いダクタイル鋳鉄管の布設延長割合は、毎年着実に増加し、かつ、強度が低い石綿セメント管の布設延長割合は減少している。また、水道施設の耐震化については、基幹管路の耐震化率が平成17年度の10.8%に対して平成19年度は14.6%に増加するなど、耐震性の改善は着実に進んでおり、国庫補助等の施策が災害対応力の強化に有効に機能している。しかしながら、水道は国民生活や経済活動を支えるライフラインとして不可欠なものであり、地震等の災害時においても安定的な給水を確保することが非常に重要であるという点では、水道施設の耐震化が十分進んでいるとは言えない。このため、基幹施設の耐震化の推進に重点を置いた国庫補助による財政的措置を今後とも進めることにより、水道事業者等における耐震化の取組を支援し、水道施設の耐震性の改善をより一層促進していく必要がある。</p> <p>ライフライン機能強化等事業（水道管路近代化推進事業）に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところであり、平成20年度に水道管路近代化推進事業費として新規国庫補助採択を行った47件の事業の費用便益比は事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものを算出しており、いずれも1以上であり特に老朽度の高い管路の更新等、効率的な水道施設の整備が行われているといえる。今後、老朽化した施設の更新にあわせて耐震化の着実な推進を図る。</p> <p>* 「予算上事業数等」は個別事業ごとの予算計上となっていないため記載していない</p>					